

# 浜田市公共下水道 事業場排水の手引き

令和6年12月

浜田市上下水道部下水道課



## 1. はじめに

下水道は、生活や事業活動から排出される汚水をきれいにして放流するという、環境保全のために重要な役割を果たしています。

しかし、事業場の排水の中には有害物質が含まれている場合や、高い汚濁負荷などにより、下水道施設の腐食や、水処理能力が低下する場合があります、下水道の役割が果たせなくなります。

下水道施設の保護や、下水道処理場から放流する水質を排水基準に適合させるため、下水道法や浜田市公共下水道条例で、下水道に排出する水質の基準や手続きを定めています。

## 2. 対象となる事業者

### 工場・事業場等から下水道に排出される事業者(個人・企業)すべてが対象

事業場排水を下水道に排出する事業者は、「特定事業場」と「その他事業場」に分けられます。

特定事業場とは特定施設を設置する工場・事業場のことで、それ以外をその他事業場といいます。

特定施設とは、「水質汚濁防止法施行令別表第一」及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二」に掲げる施設のことを言います(下水道法第 11 条の 2)。この施設の一覧は別表 1 に記載しています。

## 3. 下水道への排出基準

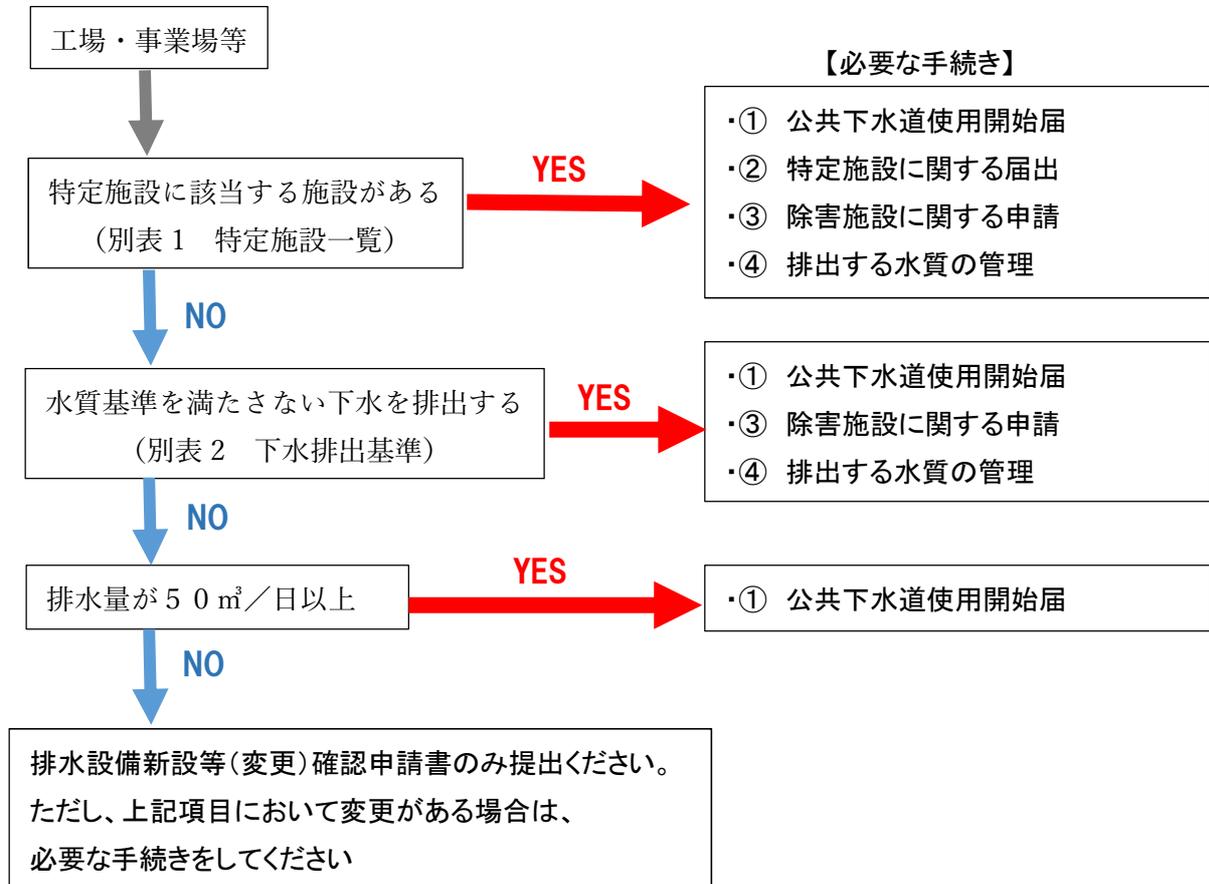
すべての事業者は下水道に排出する際は「下水排出基準(別表 2)」に定める水質基準に適合するよう下水道法や浜田市公共下水道条例に規定されています。

特定施設を設置していなくても、基準に適合しない下水を継続して公共下水道に流そうとする場合は、除害施設の設置または必要な措置を講じ、基準に適合するようにならなければなりません。

また、特定事業場が排出基準を守らなかった場合は、下水道法の規定により罰せられる場合があります(直罰規定)。

#### 4. 事業場排水の手続き

必要な手続きは下記のフローを参考に行ってください。また、排水設備新設等(変更)確認申請書も工事着手前に提出が必要となりますのでご注意ください。



事業場排水の手続きに加えて、排水設備等(変更)確認申請書も必要です。

### ① 公共下水道使用開始届(下水道法第 11 条の 2)

法 11 条の 2 第 1 項の規定により、流そうとする下水の水量や水質、使用開始の時期をあらかじめ届け出る必要があります。また、変更がある場合も同様です。

また、第 1 項の規定に該当しない場合であっても、特定施設設置者は届出が必要です。

届出書類	届出が必要なとき	提出期限
公共下水道使用 開始(変更)届 (様式第 4)	(1) 特定施設の有無にかかわらず 50 m <sup>3</sup> 以上の汚水を排除する 日が 1 日でもある場合、または汚水の量にかかわらず使用 開始届に該当する水質の下水を排除して公共下水道を 使用するとき  (2) (1)の届け出に係る下水の量又は水質を変更しようとする とき	あらかじめ
公共下水道使用 開始届 (様式第 5)	上記の届出の対象とならない特定施設設置者が公共下水道を 継続して使用するとき	あらかじめ

#### 【使用開始届が必要な水質基準】

項目	基準値	項目	基準値
温 度	40℃未満	アルキル水銀化合物	検出されないこと
水素イオン濃度 (pH)	5.7を超え8.7未満	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	300mg/L未満	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
浮遊物質 (SS)	300mg/L未満	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
酸素消費量	220mg/L未満	ジクロロメタン	0.2mg/L以下
ノルマヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	四塩化炭素	0.02mg/L以下
	動植物油脂類	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
窒素含有量	150mg/L未満	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
りん含有量	20mg/L未満	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
フェノール類	5mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下
銅及びその化合物	3mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	チウラム	0.06mg/L以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	シマジン	0.03mg/L以下
クロム及びその化合物	2mg/L以下	チオベンカルブ	0.2mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	ベンゼン	0.1mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
有機りん化合物	1mg/L以下	ほう素及びその化合物	10mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下
六価クロム化合物	0.2mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	アンモニア性窒素含有量、亜硝酸性窒素含有量、硝酸性窒素含有量	125mg/L以下

※下水への排出基準とは異なりますのでご注意ください

## ② 特定施設に関する届出(下水道法第 12 条の 3 他)

公共下水道に継続して下水を流す工場や事業場で特定施設に該当する場合は届出をする必要があります。また、変更がある場合も同様です。

届出書類	届出事由	提出期限
特定施設設置届出書 (様式第6)	公共下水道を使用するものが特定施設を設置して公共下水道を使用するとき (特定施設のうち 66 の 3 「旅館業」は除く。ただし温泉を利用するものは対象です)	特定施設の設置工事に着手する 60 日前までに届出
特定施設使用届出書 (様式第7)	公共下水道に下水を排除している事業場にすでに設置されている施設(又は工事中の施設)が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設になった日から 30 日以内
	保健所に特定事業場として届出て公共用水域に汚水を排出していたものが、公共下水道を使用することとなったとき	公共下水道を使用することになった日から 30 日以内
特定施設の構造等変更届出書 (様式第8)	特定施設として届出済みの特定事業者が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき	特定施設の構造を変更する工事着手 60 日前までに届出
氏名等変更届出書 (様式第 10)	(1) 特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあつてはその代表者の氏名に変更があつたとき (2) 工場又は事業場の名称及び所在地に変更があつたとき	変更の日から 30 日以内
特定施設使用廃止届出書 (様式第 11)	届出済みの特定施設の使用を廃止したとき	使用廃止の日から 30 日以内
承継届出書 (様式第 12)	(1) 特定施設として届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき (2) 特定施設として届出をした者について相続、合併または分割があつたとき	承継の日から 30 日以内

「特定施設設置届出書」及び「特定施設の構造等変更届出書」は工事に着手する 60 日前までに届出をする必要があります。これは、届出内容が基準に適合しているか審査する期間で、計画内容が妥当でない場合は、計画の変更や計画の廃止を命ずることがあります。(法第 12 条の 5)

事前相談は随時受け付けていますので、事業を計画される際はあらかじめ相談ください。

浜田市公共下水道では汚水のみを受付けます。雨水が直接公共用水域に流出するため、水質汚濁防止法に基づく届出も必要です。こちらは、島根県浜田保健所へお問い合わせください。

### ③ 除害施設に関する届出(浜田市公共下水道条例第 12 条)

すべての事業者は下水道に排出する際は「下水排出基準(別表 2)」に定める水質基準を適合するよう、除害施設の設置または必要な措置を講じなければなりません。

この除害施設の設置を行う場合、あらかじめその内容を申請して、適切な計画であるか確認を受け、完了後には検査を受ける必要があります。

届出書類	届出が必要なとき	提出期限
公共下水道除害施設新設等届	除害施設設置対象下水を排出する事業場が、除害施設を新たに設置しようとする場合、または変更(一部変更、廃止を含む)しようとするとき	あらかじめ
公共下水道除害施設新設等工事完了届	上記の届出による工事が完了したとき	工事が完了した日から 5 日以内

### ④ 排出する水質の管理(下水道法第 12 条の 12、浜田市公共下水道条例第 11 条)

特定施設の設置者は、下水道法施行規則第 15 条の規定により、排出する下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

特定施設には該当しなくても、除害施設の設置者は浜田市公共下水道条例施行規程第 16 条の規定により、排出する下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

また、水質管理責任者を選任し届出を行う必要があります。

項目		特定施設の設置者	除害施設の設置者
測定の方法		下水の水質の検定方法に関する省令(昭和 37 年厚生・建設省令第 1 号)に定める検定の方法	
測定項目及び回数	温度、pH	期間中 1 日 1 回以上	1 週に 1 回以上
	BOD	14 日を超えない期間で 1 回以上	1 月に 1 回以上
	SS	—	1 月に 1 回以上
	ダイオキシン類	1 年を超えない期間で 1 回以上	1 年に 1 回以上
	その他の項目	7 日を超えない期間で 1 回以上	3 月に 1 回以上
測定する試料		測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。	
測定する場所		公共下水道への排出口	除害施設の排水口
記録する様式		下水道法施行規則 様式第 13	浜田市公共下水道条例施行規程様式第 8 号
記録の保存		5 年間保存すること。	



【別表1 下水道法における特定施設】

水質汚濁防止法に規定する特定施設

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘削用の泥水分離施設
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 豚房施設(豚房総面積 50平方メートル以上) (ロ) 牛房施設(牛房総面積200平方メートル以上) (ハ) 馬房施設(馬房総面積500平方メートル以上)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ハ) ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設(洗びん施設を含む。) (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ハ) 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設(流送施設を含む。) (ハ) 分離施設 (ニ) 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18-3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ハ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (フ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式パーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 湿式パーカー (ロ) 薬液浸透施設

23	<p><b>パルプ、紙又は紙加工品の製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式バーカー (ハ) 碎木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設</p> <p>(ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (フ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。)</p> <p>(リ) セロハン製膜施設 (ス) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設</p>
23-2	<p><b>新聞業、出版業、印刷業又は製版業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</p>
24	<p><b>化学肥料製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設</p>
25	削除
26	<p><b>無機顔料製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</p> <p>(ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設</p>
27	<p><b>26号以外の無機化学工業製品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</p> <p>(ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</p> <p>(ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</p> <p>(フ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</p> <p>(ス) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設</p>
28	<p><b>カーバイト法アセチレン誘導品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</p> <p>(ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</p> <p>(ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設</p> <p>(ヘ) クロロプレンモノマー洗浄施設</p>
29	<p><b>コールタール製品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設</p>
30	<p><b>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸留施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設</p>
31	<p><b>メタン誘導品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>
32	<p><b>有機顔料又は合成染料の製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ) 遠心分離機</p> <p>(ニ) 廃ガス洗浄施設</p>
33	<p><b>合成樹脂製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器</p> <p>(ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (フ) ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ス) 湿式集じん施設</p>
34	<p><b>合成ゴム製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設 (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>
35	<p><b>有機ゴム薬品製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 蒸留施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設</p>
36	<p><b>合成洗剤製造業</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設</p>
37	<p><b>31～36号以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号を除く。）</b>の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>(ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (フ) エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 (ス) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ) プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (ク) 廃ガス洗浄施設</p>

38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38-2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設 (水質汚濁防止法施行令第2条各号の物質を含有する物を混合するものに限る。) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設 (水質汚濁防止法施行令第2条各号の物質を含有する物を混合するものに限る。)
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業 (潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業 (防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設 (蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 (カドミウム等26項目の有害物質を含有するものを混合するものに限る。)
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料 (うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設 (ハ) 酸処理施設 (ニ) 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 水洗式破碎施設 (ロ) 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (ハ) 圧延施設 (ニ) 焼入れ施設 (ホ) 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 還元槽 (ロ) 電解施設 (溶融塩電解施設を除く。) (ハ) 焼入れ施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設 (ヘ) 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 焼入れ施設 (ロ) 電解式洗浄施設 (ハ) カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ) 水銀精製施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) タール及びガス液分離施設 (ロ) ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)

64-2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル以上の事業場。） (イ) 沈でん施設 (ロ) ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66-2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66-3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗濯施設 (ハ) 入浴施設
66-4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル以上のもの。）
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル以上のもの。）
66-6	飲食店（66-7号及び66-8号に該当するものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル以上のもの。）
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（66-8号に該当するものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル以上のもの。）
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル以上もの。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (イ) ちゅう房施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル以上の事業場。） (イ) 卸売場 (ロ) 仲卸売場
69-3	削除
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70-2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71-2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 焼入れ施設 ※環境省令で定める「科学技術に関する研究等を行う事業場」とは次に掲げるもの 1. 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文学科のみに係るものを除く。） 2. 大学及びその付属試験危険研究機関（人文学科のみに係るものを除く。） 3. 学術研究（人文学科のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5. 保健所 6. 検疫所 7. 動物検疫所 8. 植物検疫所 9. 家畜保健衛生所 10. 検査業に属する事業場 11. 商品検査業に属する事業場 12. 臨床検査業に属する事業場 13. 犯罪鑑識施設
71-3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設

71-4	<p><b>産業廃棄物処理施設</b>（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>(ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p>
71-5	<b>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設</b> （前各号に該当するものを除く。）
71-6	<b>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設</b> （前各号に該当するものを除く。）
72	<b>し尿処理施設</b> （建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した、処理対象人員が500人を超えるもの。）
73	<b>下水道終末処理施設</b>
74	<b>特定事業場から排出される水</b> （公共用水域に排出されるものを除く。）の <b>処理施設</b> （72・73号を除く。）

【別表2 浜田市公共下水道 下水排出基準】

R6.4.1現在

対象者		特定事業場		その他事業場		
		排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日未満	排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日未満	
項目						
環境項目等	温度	45℃未満		45℃未満		
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満		
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600mg/L未満	600mg/L未満	600mg/L未満	—	
	浮遊物質質量(SS)	600mg/L未満	600mg/L未満	600mg/L未満	—	
	沃素消費量	220mg/L未満		220mg/L未満		
	ノルマヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L未満	5mg/L未満	5mg/L未満	
		動植物油脂類	30mg/L未満	30mg/L未満	30mg/L未満	—
	窒素含有量	240mg/L未満	240mg/L未満	240mg/L未満		
	りん含有量	32mg/L未満	32mg/L未満	32mg/L未満		
	フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下		
	銅及びその化合物	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下		
	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下		
	鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下		
クロム及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下			

項目	対象者	特定事業場		その他事業場	
		排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日未満	排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	排水量 50m <sup>3</sup> /日未満
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下		0.03mg/L以下	
	シアン化合物	1mg/L以下		1mg/L以下	
	有機りん化合物	1mg/L以下		1mg/L以下	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
	六価クロム化合物	0.2mg/L以下		0.2mg/L以下	
	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下		0.005mg/L以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下		0.003mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下		0.2mg/L以下	
	四塩化炭素	0.02mg/L以下		0.02mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		0.04mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下		1mg/L以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下		0.4mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下		3mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下		0.06mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下		0.02mg/L以下	
	チウラム	0.06mg/L以下		0.06mg/L以下	
	シマジン	0.03mg/L以下		0.03mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下		0.2mg/L以下	
	ベンゼン	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
	ほう素及びその化合物	10mg/L以下		10mg/L以下	
	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下		8mg/L以下	
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下		0.5mg/L以下	
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下		10pg-TEQ/L以下	
	アンモニア性窒素含有量、亜硝酸性窒素含有量、硝酸性窒素含有量	380mg/L以下	380mg/L以下	380mg/L以下	

※  については、下水道法による直罰規定が適用されます。

※その他の基準については、行政指導の対象となります。



## 事業場排水に係る様式

●工場・事業場の使用開始に係る届出

届出書類及び 根拠法令	届出事由	提出期限	様式根拠法令
1)公共下水道使用開始(変更)届 法第11条の2第1項	(1) 特定施設の有無にかかわらず 50 m <sup>3</sup> 以上の汚水を排除する日が1日でもある場合、または汚水の量にかかわらず使用開始届に該当する水質の下水を排除して公共下水道を使用するとき  (2) (1)の届け出に係る下水の量又は水質を変更しようとするとき	あらかじめ	下法規則第6条第1項(様式第4)
2)公共下水道使用開始届 法第11条の2第2項	上記の届出の対象とならない特定施設設置者が公共下水道を継続して使用するとき	あらかじめ	下法規則第6条第2項(様式第5)

●特定施設に関する届出

届出書類及び 根拠法令	届出事由	提出期限	様式根拠法令
3)特定施設設置 届出書 法第12条の3第 1項	公共下水道を使用するものが特定施設を設置して公共下水道を使用するとき (特定施設のうち66の3「旅館業」は除く。ただし温泉を利用するものは対象です)	特定施設の設置工事に着手する60日前までに届出	下法規則第8条 (様式第6)
4)特定施設使用 届出書 法第12条の3第 2項	公共下水道に下水を排除している事業場にすでに設置されている施設(又は工事中の施設)が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設になった日から30日以内	下法規則第9条 第1項(様式第7)
法第12条の3第 3項	保健所に特定事業場として届出て公共用水域に汚水を排出していたものが、公共下水道を使用することとなったとき	公共下水道を使用することになった日から30日以内	下法規則第9条 第1項(様式第7)
5)特定施設の構造等変更届出書 法第12条の4	特定施設として届出済みの特定事業者が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとするとき	特定施設の構造を変更する工事着手60日前までに届出	下法規則第10条 第1項(様式第8)
6)氏名等変更届出書 法第12条の7	(1) 特定施設の届出に係る氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名に変更があったとき (2) 工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき	変更の日から30日以内	下法規則第12条 (様式第10)
7)特定施設使用 廃止届出書 法第12条の7	届出済みの特定施設の使用を廃止したとき	使用廃止の日から30日以内	下法規則第12条 (様式第11)
8)承継届出書 法第12条の8第 3項	(1) 特定施設として届出をした者から、特定施設を譲り受け又は借り受けたとき (2) 特定施設として届出をした者について相続、合併または分割があったとき	承継の日から30日以内	下法規則第13条 (様式第12)

※3)、4)、5)、6)、8)の届出があった場合は、9)受理書を交付しなければならない。

下法規則第11条(様式第9)

●除害施設に係る届出

届出書類及び 根拠法令	届出事由	提出期限	様式根拠法令
10)公共下水道除 害施設新設等届 条例第 12 条	除害施設設置対象下水を排出する事業場が、除 害施設を新たに設置しようとする場合、または 変更(一部変更、廃止を含む)しようとするとき	あらかじめ	規程第 17 条第 1 項(様式第 9 号)
11)公共下水道除 害施設新設等工 事完了届 条例第 12 条	上記の届出による工事が完了したとき	工事が完了し た日から 5 日 以内	規程第 17 条第 2 項(様式第 10 号)

●水質管理に関する様式

届出書類及び 根拠法令	届出事由	提出期限	様式根拠法令
12)水質測定記録 表 法第 12 条の 12	特定施設の設置者が、継続して下水へ排出する 場合は、水質を測定し記録しなければならない	随時	下法規則第 15 条 (様式第 13)
12)公共下水道除 害施設水質測定 記録表 規程第 16 条	除害施設の設置者は、除害施設から公共下水道 に排除される下水の水質を測定し、その結果を 記録しておかなければならない	随時	規程第 16 条第 3 項(様式第 8 号)
13)水質管理責任 者選任届 条例第 11 条	水質管理責任者を選任または変更したとき ※除害施設を設置せず特定施設の届出だけの 場合も選任	選任・変更 後すみやかに	規程第 17 条第 2 項(様式第 10 号)

1) 様式第4（下水道法施行規則第6条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 (※)  
(代表者氏名)  
電話番号

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排 除 場 所		排水口数	
排出汚水の水量 又は水質	水量 水質	月平均 $m^3$ 、日最大 $m^3$ 下記のとおり	
開 始 (変更) 年 月 日	年 月 日		
処 理 方 法		施設名称	

記

項目	排出口					単位
	排出月量	$m^3$	$m^3$	$m^3$	$m^3$	
温度						℃
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量						mg/L
水素イオン濃度(pH)						水素指数
生物化学的酸素要求量(BOD)						5日間mg/L
浮遊物質(SS)						mg/L
沃素消費量						mg/L
ノルマヘキサン抽出 物質含有量	鉱油類					mg/L
	動植物油脂類					mg/L
窒素含有量						mg/L
りん含有量						mg/L
フェノール類						mg/L
銅及びその化合物						mg/L
亜鉛及びその化合物						mg/L
鉄及びその化合物(溶解性)						mg/L

裏面へ

項目	排出口					単位
	排出月量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
マンガン及びその化合物(溶解性)						mg/L
クロム及びその化合物						mg/L
カドミウム及びその化合物						mg/L
シアン化合物						mg/L
有機りん化合物						mg/L
鉛及びその化合物						mg/L
六価クロム化合物						mg/L
砒素及びその化合物						mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						mg/L
アルキル水銀化合物						mg/L
ポリ塩化ビフェニル						mg/L
トリクロロエチレン						mg/L
テトラクロロエチレン						mg/L
ジクロロメタン						mg/L
四塩化炭素						mg/L
1,2-ジクロロエタン						mg/L
1,1-ジクロロエチレン						mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン						mg/L
1,1,1-トリクロロエタン						mg/L
1,1,2-トリクロロエタン						mg/L
1,3-ジクロロプロペン						mg/L
チウラム						mg/L
シマジン						mg/L
チオベンカルブ						mg/L
ベンゼン						mg/L
セレン及びその化合物						mg/L
ほう素及びその化合物						mg/L
ふっ素及びその化合物						mg/L
1,4-ジオキサン						mg/L
ダイオキシン類						pg-TEQ/L
※						
摘要						

備考

- ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

2) 様式第 5 (下水道法施行規則第 6 条関係)

公共下水道使用開始届

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 (※)

(代表者氏名)

電話番号

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

次のとおり公共下水道の使用を開始(変更)するので届け出ます。

排 除 場 所		排 水 口 数	
開 始 年 月 日	年 月 日	特定施設の種類	

備考 「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第一及びダイオキシ  
ン類特別措置法施行令(平成 11 年政令 433 号)別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

3) 様式第 6 (下水道法施行規則第 8 条関係)

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 (※)  
(代表者氏名)  
電話番号

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

下水道法第 12 条の 3 第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所在地	浜田市	※ 受 理 年 月 日	
特定施設の 種類		※ 施 設 番 号	
△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。	※ 審 査 結 果	
△特定施設の使用 の方法	別紙 2 のとおり。	※ 備 考	
△汚水の処理の方 法	別紙 3 のとおり。		
△下水の量及び水 質	別紙 4 のとおり。		
△用水及び排水の 系統	別紙 5 のとおり。		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。
- 4 参考資料として工場又は事業場周辺の見取図、建築物や施設などの配置図を添付してください。ただし、公共下水道排水設備新設等(変更)確認申請書を同時に提出される場合は省略できます。

## 別紙1

## 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 ( $m^3$ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

## 汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節的変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m <sup>3</sup> /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

下 水 の 量 及 び 水 質

工場又は事業場における施設番号					
下水の水質状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
下水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 下水の水質状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m <sup>3</sup> /日)

4) 様式第7（下水道法施行規則第9条関係）

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 (※)

(代表者氏名)

電話番号

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

{ 下水道法第12条の3第2項 } の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。  
{ 下水道法第12条の3第3項 }

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地	浜田市	※ 受 理 年 月 日	
特定施設の種類		※ 施 設 番 号	
△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審 査 結 果	
△特定施設の使用方法	別紙2のとおり。	※ 備 考	
△汚水の処理の方法	別紙3のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙4のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙5のとおり。		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 4 参考資料として工場又は事業場周辺の見取図、建築物や施設などの配置図を添付してください。ただし、公共下水道排水設備新設等(変更)確認申請書を同時に提出される場合は省略できます。

## 別紙1

## 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 ( $m^3$ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

## 汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節的変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m <sup>3</sup> /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

下 水 の 量 及 び 水 質

工場又は事業場における施設番号					
下水の水質状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
下水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 下水の水質状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
	用途別用水使用量	用 途	使 用 水

5) 様式第 8 (下水道法施行規則第 10 条関係)

特 定 施 設 の 構 造 等 変 更 届 出 書

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 (※)  
(代表者氏名)  
電話番号

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

下水道法第 12 条の 4 の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所在地	浜田市	※ 受 理 年 月 日	
特定施設の種類		※ 施 設 番 号	
△特定施設の構造 (特定施設の使 用方法、汚水の処 理の方法、下水の 量及び水質、用水 及び排水の系統)	別紙のとおり。	※ 審 査 結 果	
		※ 備 考	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

## 別紙1

## 特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 特定施設の使用方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 ( $m^3$ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

## 汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
工事完成予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節的変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m <sup>3</sup> /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

下 水 の 量 及 び 水 質

工場又は事業場における施設番号					
下水の水質状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
下水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 下水の水質状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量(m <sup>3</sup> /日)

6) 様式第 10 (下水道法施行規則第 12 条関係)

氏 名 変 更 等 届 出 書

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 (※)

(代表者氏名)

電話番号

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、下水道法第 12 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内 容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※ 受 理 年 月 日	
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

7) 様式第 11 (下水道法施行規則第 12 条関係)

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 (※)

(代表者氏名)

電話番号

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7 の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所在地		※ 受 理 年 月 日	
特定施設の種類		※ 施 設 番 号	
特定施設の設置場 所		※ 備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

8) 様式第 12 (下水道法施行規則第 13 条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所  
氏名 (※)  
(代表者氏名)  
電話番号

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、  
記名押印してください。

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第 12 条の 8 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所在地		※ 受 理 年 月 日	
特定施設の種類		※ 施 設 番 号	
特定施設の設置場 所		※ 備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

9) 様式第 9 (下水道法施行規則第 11 条関係)

受 理 書

第 号  
年 月 日

様

浜田市長



年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	
届 出 の 内 容	
届出に係る特定施設 の種類	

備考

- 1 「届出の根拠」の欄は、「下水道法第 12 条の 3 第 1 項」又は「下水道法第 12 条の 4」と記載すること。
- 2 「届出の内容」の欄は、「特定施設の設置」又は「特定施設の構造等の変更」と記載すること。

10) 様式第9号（第17条関係）

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住 所  
氏 名 (※)  
(代表者氏名)  
電話番号

公共下水道除害施設新設等届

次のとおり、除害施設を設置（変更）するので、浜田市公共下水道条例第12条の規定により届け出ます。

設 置 区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> その他( )
工場又は事業場の 名 称		
工場又は事業場の 所 在 地	浜田市	町 番地
除害施設管理責任者	(※) (電話番号 )	
除害施設施工業者	(※) (電話番号 )	
排水設備施工業者	(電話番号 )	
工場又は事業場の 概 要		
除 害 施 設 の 構 造		
除 害 施 設 の 使 用 の 方 法		
日 平 均 排 水 量		
処 理 水 質 項 目		

(※) 本人（代表者）が署名しない場合は、記名押印してください。

11) 様式第 10 号 (第 17 条関係)

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住 所  
氏 名 (※)  
(代表者氏名)  
電話番号

公共下水道除害施設新設等工事完了届

次のとおり、除害施設を設置(変更)したので、浜田市公共下水道条例施行規程第 17 条第 2 項の規定により届け出ます。

工場又は事業場の 名 称	
工場又は事業場の 所 在 地	浜田市 町 番地
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	
除害施設管理責任者	(※) (電話番号 )
除害施設施工業者	(※) (電話番号 )
排水設備施工業者	(電話番号 )

(※) 本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。



13) 様式第 7 号 (第 15 条関係)

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住 所

氏名又は名称 (※)

法人にあっては

代表者の氏名

電 話 番 号

(※) 本人 (代表者) が署名しない場合は、  
記名押印してください。

公共下水道水質管理責任者選任届出書

次のとおり、水質管理責任者を選任したので、浜田市公共下水道条例第 11 条の規定により届け出ます。

工事又は事業場の名称	(電話番号 )
設 置 場 所	
水質管理責任者の氏名	
備 考	